

国土交通省中部地方整備局  
局長 富田 英治 様

2010年10月28日(木)

## 設楽ダムの検証に関する申入書

平成22年9月28日の地方整備局長等宛て、「ダム事業の検証に係る検討について」と題した国土交通大臣の文書に基づいて、各地方整備局は個別ダム事業の検証作業を始めようとしています。

この検証作業においては上記文書に添付された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」によることになっております。ところで、この細目には「関係住民の意見を聴く」ことが求められております。ここで言う『関係住民』とは基本的に流域住民全体である、と第12回有識者会議で述べられております。関係住民の意見を聴き、意見を検証に反映させることを誠実に行ってください。

設楽ダム事業についてみますと、これまで「豊川の明日を考える流域委員会」、「国土審議会水資源分科会豊川部会」が河川整備計画案や水資源開発基本計画案(フルプラン)を審議し、これを根拠として国や県は、計画の正当性を主張しています。ところが、これらの委員会は国やダム事業者である地方整備局の選んだ御用学者、市町の首長や産業界の委員によって構成されております。事業計画を進めてきたダム事業者のお手盛り検証では客観的科学的な検証は不可能で、ダム建設を有効とする結論になることは目に見えております。設楽ダム建設の見直しを求める住民の声は反映されないまま、今日に至っております。住民主権の民主的な河川行政は行なわれていません。

以上の現実を踏まえ、以下3点を申し入れます。この申し入れについては、回答を11月12日までに下記までお寄せいただけますようお願いいたします。

### 「申し入れ事項」

- 1、設楽ダム事業の検証作業は、「事業の再評価の枠組み」すなわち既存の流域委員会で行うのではなく、ダム建設の見直しを求める住民代表を含む組織で行うこと。
- 2、設楽ダム事業の検証は、民主的で科学的、客観的な検討が行なわれるようにすること。そのために、公開を原則とし、また当該作業に関するすべての情報を、地域住民はもとより国民一般に公開すること。
- 3、設楽ダム事業の検証作業は、流域住民の意見が反映されるようにすること。そのためには事業者と住民が納得のいくまで十分に議論を行うことが保障されるような運営が行われること。傍聴者の発言機会を保障すること。

以上

設楽ダムの建設中止を求める会 代表 市野和夫  
(回答送付先) 441-1101 豊橋市賀茂町山屋敷 28-1  
Tel & Fax: 0532-88-4358